

議案第 66 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化  
に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の  
廃止について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する  
法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を別紙の  
とおり定める。

平成 29 年 12 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法  
律（平成 19 年法律第 40 号）の改正に伴い、同法の規定に基づく準則を定め  
た本条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例  
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年山都町条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。